

令和7年度防災・減災プロジェクトテーマ（災害対応力強化のための体制強化と多様な主体との連携の推進）【対応・取組】の進捗状況

参考資料

○本資料は、令和7年度「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」のテーマ「災害対応力強化のための体制強化と多様な主体との連携の推進」について、令和8年7月時点における、各施策の【対応・取組】の進捗状況をまとめたものです。
○昨年度の資料は、下記をご覧ください。
【URL】 <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-gensa/project/rmg/project2025.pdf>

No	昨年度資料でのページ 番号	位置	カテゴリー（昨年度公表済）	【背景・課題】（昨年度公表済）	【対応・取組】（昨年度公表済）	【対応・取組】の進捗状況			
1	13	左	①国土交通省としての体制強化	相継力の強化	TEC-FORCE予備隊員制度（非常動員用）による応援体制の強化	○国土交通省職員は災害時にTEC-FORCEとして被災自治体の早期復旧を目指し、迅速かつ的確な支援を行うが、大規模広域災害時には、現在の体制では被災地の支援一筋に応じた対応が困難となる可能性。	○専門的な知識を有する民間企業等の人材が、災害時には国家公務員（非常動員）として活動する「TEC-FORCE予備隊員」制度を創設。約340名を登録し、研修を実施。		
2	13	右	①国土交通省としての体制強化	相継力の強化	TEC-FORCE等の処遇改善	○気象災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震等の大規模地震の切迫など、TEC-FORCEの重要性はより一層増大。 ○一方、技術力や専門性を活かした活動範囲拡大に伴い、業務量が增大しているほか、二次被害の危険性の高い危険箇所での作業や不健康・不衛生な生活環境での滞在など、過酷な環境下での活動も発生。 ○災害対応力の強化に向け、TEC-FORCEが能力を最大限発揮できるよう、適切な体制確保や処遇改善が必要。	○必要な人員体制の確保、活動環境等の改善 ・TEC-FORCEの中心を担う地方整備局等の定員を令和2年度より毎年度純増するなど、人員体制の充実を図ってきたところだが、庁舎・宿舍等の改善も含め、引き続き取り組む。 ・TEC-FORCE予備隊員制度の導入 ○手当等の充実 ・能登半島地震を踏まえ、令和6年に大規模災害対応時の災害応急作業等手当の一部増額が実現。今後も、必要な手当の充実に向け、関係機関と調整を進める。	○必要な人員体制の確保、活動環境等の改善 ・令和8年度において地方整備局等との定員は純増となり人員体制を充実。 ・TEC-FORCE予備隊員制度の導入については、No.1を参照。 ○手当等の充実 ・令和8年度より災害応急作業等手当の増額が実現。 ・引き続き、必要な手当の充実に向け、関係機関との調整を進める。	
3	14	左	①国土交通省としての体制強化	相継力の強化	実践的な訓練の実施による対応力の強化	○大規模地震や大規模水害などの災害が発生した際は、国や地方公共団体等の防災関係機関が一体となって、対応することが重要。 ○災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、防災力の強化に向けて、大規模災害を想定した訓練を行うなど、日頃から備えておくことが必要。	○大規模災害を想定し、災害時に実際に使用する資機材を用い、各防災関係機関とともに防災訓練を行うことにより、災害時の適切な役割分担の確認等を行い、対応の効果を向上させる。 ○災害発生に備え、特に国・地方公共団体の関係強化を始め、平時からの防災関係機関等相互の連携強化を進める。	○5月（北海道は6月）の「水防月間」において、全国9か所にて各地域の特性に応じた総合水防演習を実施し、水防技術の向上・伝承及び水防団の士気高揚を図るとともに、幅広い主体の参加による地域社会全体の防災意識の向上、災害対応能力の更なる向上を図った。 ○「防災の日」に関する取組の一環として、首都圏下水道と連携した「国土交通省地防防災訓練」を実施したほか、各地方整備局等において地方自治体等の関係機関と連携した「総合防災訓練」を実施し、大規模地震への対応力の向上を図った。 ○11月の「世界津波の日」、世界津波の日に関する取組の一環として、「大規模津波防災総合訓練」の実施に向け、地方自治体等との関係機関と調整していたが、天候不順等の影響により中止した。	
4	14	右	①国土交通省としての体制強化	相継力の強化	通信手段の充実、代替機能の機能強化をはじめとする業務継続機能の強化	○災害対策本部の活動拠点は、国土交通省の災害対応の基礎として重要であることから、現時点では見えていない事例に備え、庁舎使用不能時の国土交通省緊急災害対策本部の（ワークスペース施設（国土地理院関東地方測量部、国土交通大学校、自治大大学校）を指定している。 ○業務継続に必要不可欠なネットワーク通信の確保及び活動拠点の機能確保が課題である。	○省緊急災害対策本部立ち上げの訓練や災害時に必要な機材（モニター）・既存のネットワーク環境に依存しない通信環境（スタンプ）・備蓄等の整備、代替庁舎に移動可能な手段の確保等により、代替庁舎において国土交通省の災害時優先業務が継続できるよう環境構築を進める。	○国土交通省業務継続計画及び国土交通省代替庁舎移転マニュアルの実効性を高めるため、各代替庁舎における緊急災害対策本部、非常時優先業務の実施に必要な検討や必要機材整備等を引き続き実施していく。	
5	15	左	①国土交通省としての体制強化	施設・設備・資機材の強化	本省・地方整備局の防災センターの機能強化	○大規模災害時に、参集・応援職員に対し、一元的に情報共有できるよう、設備強化が必要。 ○災害対応に必要とする情報類（映像情報等）が増大し、通信回線容量が不足。 ○防災センター自体が被災した場合に備え、災害対応に利用するシステム、電源の冗長化が必要。	○参集・応援職員を受入可能となるよう防災センターのフロア拡張を行うほか、円滑な情報共有のためのモニター・音響設備等を増強。 ○センター内のネットワークを強化（LAN増設、無線LAN化）。 ○防災センター自体の被災に備え、災害対応に利用するシステム、電源の冗長化等を行うことと、安定した災害対応を可能とする。	○各地方整備局等における災害時の自動応対拠点である防災センターについて、表示設備や通信設備等の改良に向けた施設設計を実施中。	
6	15	右	①国土交通省としての体制強化	施設・設備・資機材の強化	災害対策資機材の充実	○能登半島地震では通信途絶が発生し、TECアプリ等を活用した被災状況調査や、被災本部と現地対策本部とのやり取りに不都合が生じ、円滑な災害対応に支障があった。 ○ドローンを活用した被災状況調査は増加傾向であるが、長時間飛行が出来ないため調査範囲が限定される等の課題があり、機能強化の向上が必要である。	○衛星インターネット装置、モバイル映像伝送装置を全国分散・広域に配備することにより、南海トラフ地震等の大規模地震でも安定した通信確保を図る。 ○ドローン更新の際に、長時間飛行可能な最新の機種にすることで、被災状況調査の迅速化を図る。	○衛星インターネット装置、モバイル映像伝送装置について、全国分散・広域配備を進め、南海トラフ地震等の大規模地震でも安定した通信確保を図るため、引き続き配備を行う。 ○ドローンは更新の際に最新の機種に、長時間飛行可能なドローンについても配備を進める。	
7	16	左	①国土交通省としての体制強化	施設・設備・資機材の強化	監視船舶・航空機の整備	○海上保安庁では、自然災害が発生した場合には、監視船舶や航空機を出動させ、被害状況調査を行うとともに、被災者の救出や行方不明者の捜索を実施している。 ○大規模災害等が同時に発生した場合でも対応できるよう体制を強化する必要がある。	○災害対応力を有する監視船舶・航空機を整備することにより、発生時における救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送の確保等の災害対策業務をより一層的確に実施することができると、大規模災害発生時における体制強化を図る。	○令和7年度においては、大型監視船4隻をはじめとした災害対応力を有する監視船舶10隻、航空機3機が就役するなど、監視船舶、航空機を整備することにより、発生時における救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送の確保等の災害対策業務をより一層的確に実施することができると、大規模災害発生時における体制強化を図った。	
8	16	右	①国土交通省としての体制強化	施設・設備・資機材の強化	海上保安施設等の耐災害性強化	○被災又は停電等により、救助・支援活動等に支障を来すおそれがある海上保安施設（庁舎・航空基地・船舶基地・陸上通信施設）等の耐災害性を強化する必要がある。	○経年劣化等により短期間のうちに電源喪失の恐れがある非常用電源設備の換装及び老朽程度が著しく機能喪失の恐れがある陸上通信機器の換装を実施。 ○監視船舶の継続的な救助・支援活動等の拠点となる係留施設等のうち、老朽が著しい施設等の整備を実施。 ○これらの取組により、電源供給の冗長性や耐酸性等の海上保安施設等における耐災害性の強化を推進。	○令和7年度において、監視船舶の継続的な救助・支援活動等の拠点となる施設の耐災害性強化のため、老朽劣化が著しい係留施設等の整備を順次実施した。 ○非常用電源設備及び陸上通信機器の換装を実施し、15の、非常用電源設備については3年以上運用可能となるよう、近代化又は経年劣化に伴う短期間のうちに電源喪失のおそれのある施設の換装を実施するとともに、陸上通信機器について、経年劣化が著しく、保守部品の製造中止等により性能維持が困難な機器の換装等を実施することにより、被災・停電等による海上保安施設等の機能喪失の防止を実現していく。	
9	17	左	①国土交通省としての体制強化	情報収集・共有・提供体制の強化	DIMAPSの更なる改良、防災DXの推進	○大規模地震や豪雨発生時は、発生直後より被害規模をいち早く見極め、それに応じた体制を構築することが重要。 ○大災害時は被害情報が増大になり、迅速な集約・分析が困難。 ○令和6年能登半島地震においても初期段階にライフラインに係る情報の迅速な集約・分析が課題。	○被害情報を分かちやくWeb地図上に表示する、統合災害情報システム（DIMAPS）について、災害情報の自動入力コンテンツを強化するとともに、被害情報等の集約・共有を半自動化する。被害情報入力プラットフォーム（DIUEST）を開発・導入することにより、省力化を図る。 ○DIMAPS/DIUESTを連携し、被災地の状況をより迅速・的確に把握。 ○また、自治体情報連携を進め、被災箇所や画像などの情報を迅速に整理するGISプラットフォーム(RIZIMAPS)を構築し、防災DXを推進。 ○これらの被害情報は、DIMAPS新統合防災情報システムとの連携を通じて、関係府庁と迅速にも共有。	○情報の迅速な集約・分析のための、統合災害情報システム(DIMAPS)における被害情報等の集約・共有方式の改良を実施中。 ○被害情報の集約・共有を半自動化する被害情報入力プラットフォーム(DIUEST)を実装に向けて調整中。	
10	17	右	①国土交通省としての体制強化	情報収集・共有・提供体制の強化	公衆通信網等の途絶に備えた通信ネットワークの強化	○能登半島地震では公衆通信網の通信途絶が発生。防災対応業務の継続に必要な不可欠な冗長性のある通信ネットワークの強化及び信頼性向上が必要。	○多重重複設置の未整備箇所への整備、光ファイバ回線の複線化・システム等のセグメント化など、冗長性・信頼性の向上を図ることにより、防災対応業務の継続が可能に環境整備を進中。	○多重重複設置の未整備箇所への整備、光ファイバ回線の複線化・システム等のセグメント化など、冗長性・信頼性の向上を図ることにより、防災対応業務の継続が可能に環境整備を進中。	
11	18	左	①国土交通省としての体制強化	情報収集・共有・提供体制の強化	衛星を活用した被災状況把握の迅速化	○大規模地震や豪雨発生時は、発生直後より被害規模をいち早く見極め、それに応じた体制を構築することが重要。 ○一方、発生時刻や天候の影響により、航空機や防災ヘリ等による緊急撮影や調査が行えない場合があり、迅速に被災状況を把握することは困難。	○人工衛星により撮影した画像データから、浸水箇所や土砂災害箇所を特定することにより、早期に災害の全容を把握可能とする。 ○目的に合わせて、SAR衛星、光学衛星等の各種衛星、システムを有効活用できるように、平時から防災訓練を実施するなど、有事の際に活用できるように体制を構築。	○地震・大雨の発生時に、人工衛星により撮影した画像データから浸水箇所や土砂災害箇所を特定し、被災状況の早期把握に活用。 ○発生時の人工衛星活用を想定した訓練を関係機関とともに実施。	
12	18	右	①国土交通省としての体制強化	情報収集・共有・提供体制の強化	様々な観測技術を活用した被災状況の把握	○大規模災害においては、迅速に災害の発生状況や被災状況を把握する必要がある。 ○様々な観測技術の活用により、平時より多角的に状況把握、分析を行い、被災時に備えることは重要。	○地震変動の監視において、運用が開始したALOS-4(4代目)等を活用した変動検知の迅速化を図るとともに、高度化を行う。 ○事前防災、災害対策及び復旧復興に有効な地理空間情報（高精度標高データ、地形分類情報等）の整備を加速化する。	○令和7年度及び令和8年度の観測データを活用し迅速にSAR干渉解析を実施し、地震・火山活動に伴う地震変動を捉えるとともに、時系列解析等の解析技術の高度化を実施。 ○1kmの高解像度モデルや地形分類情報等の整備を推進。	
13	19	左	①国土交通省としての体制強化	情報収集・共有・提供体制の強化	線状降水帯・台風の予測精度向上	○線状降水帯は、現状の観測・予測技術では、正確な予測が困難。 ○以下の課題を踏まえ、予測精度向上に向けた取組を推進。 ①水気量の流入を正確に捉える（特に海上の水気量） ②数値予報モデルの性能を高める ③線状降水帯の発生可能性にかかわる情報を提供する	○海上及び陸上の水蒸気量を把握するため、洋上観測の実施、アメダスの観測データ導入、最新の二重巻気流レーダーへの更新を進める。 ○気象庁スーパーコンピュータシステムの運用や、スーパーコンピュータが搭載した予測技術開発、最新技術を導入した次期静止気象衛星の整備を進める。 ○令和8年には線状降水帯に関する確度の高い予測情報を発生2～3時間前に前倒し発表できるよう技術開発を進める。 ○一般水素について、国が実施する本川・支川が一体となった洪水予測において、都道府県への予測水位情報を提供するとともに、更なる水位予測精度の向上や予測の長期化を行い、災害対応や避難行動の支援を強化。 ○沿岸の地形等を考慮した高潮の現象をより精緻に予測する技術の導入に取り組み、災害対応や避難行動の支援を強化。 ○関係機関、住民等への情報提供を効率化するため、洪水予報等の発表事務を簡素化、自動化。	○日本海も含めた洋上観測を実施、アメダスの観測データ導入は全地点完了させ、二重巻気流レーダーを段階で運用を開始した。 ○1kmの高解像度モデルと新しいアンパル予報の運用を開始し、ひまわり10号の整備を進めた。 ○線状降水帯直前直後の運用開始に向けて技術開発を進めた。	
14	19	右	①国土交通省としての体制強化	情報収集・共有・提供体制の強化	洪水・高潮予測の高度化	○適時的確なタミグでの避難情報の発令判断や適切な水防活動が可能となるためには、防災気象情報の改善と併せて、洪水・高潮予測の高度化の取組が不可欠。	○洪水、高潮及び土砂災害に関する防災気象情報は、災害発生時の危険度とるべき避難行動を住民が直観的に理解するための「警戒レベル」に基づく情報（警戒レベル相当情報）として位置づけられているが、「情報が増加」、「情報の頻度が多い」などの課題が指摘されている。 ○防災気象情報全体の体系整理や個々の情報の技術的な見直しなどの中長期的な検討事項を中心に議論を行うとして「防災気象情報に関する検討会」を開催し、令和6年6月に住民の理解しやすいラッパルをわかりやすい体系に整理すること等を、最終取りまとめとして公表。	○情報と対応する防災行動との関係を明確にする「新たな防災気象情報」について、令和8年度出始めの運用開始を目指し、自治体への説明や調整、情報の具体的な運用方法の検討など、運用開始に向けた準備を推進。	○情報と対応する防災行動との関係を明確にする「新たな防災気象情報」について、令和8年5月29日より運用開始した。
15	20	左	①国土交通省としての体制強化	情報収集・共有・提供体制の強化	防災気象情報の改善	○洪水、高潮及び土砂災害に関する防災気象情報は、災害発生時の危険度とるべき避難行動を住民が直観的に理解するための「警戒レベル」に基づく情報（警戒レベル相当情報）として位置づけられているが、「情報が増加」、「情報の頻度が多い」などの課題が指摘されている。 ○防災気象情報全体の体系整理や個々の情報の技術的な見直しなどの中長期的な検討事項を中心に議論を行うとして「防災気象情報に関する検討会」を開催し、令和6年6月に住民の理解しやすいラッパルをわかりやすい体系に整理すること等を、最終取りまとめとして公表。	○大規模噴火時に、住民や地方公共団体等が広域に降り積もる火山灰に対する対応を迅速に行えるよう、呼びかけや情報の改善を検討。（例：火山灰による重大な災害が起きたおそれが高まったことを伝える火山灰警報（仮称）等の導入） ○噴火警報や記者会見の中で噴火前における火山灰に対する警戒呼びかけ強化を検討。	○大規模噴火時に、住民や地方公共団体等が広域に降り積もる火山灰に対する対応を迅速に行えるよう、呼びかけや情報の改善について引き続き検討。（例：火山灰による重大な災害が起きたおそれが高まったことを伝える火山灰警報（仮称）等の導入） ○噴火警報や記者会見の中で噴火前における火山灰に対する警戒呼びかけ強化を引続き検討。	
16	20	右	①国土交通省としての体制強化	情報収集・共有・提供体制の強化	大規模火山噴火時の降灰情報に関する検討	○大規模噴火発生時の広域に降り積もる火山灰対策全般について、内閣府において検討が始められ、令和7年3月に「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」の取りまとめとられ、火山灰対策等に応じた防災対応や火山灰の見直し等に関する情報の必要が示された。 ○気象庁において「広域降灰対策に資する降灰予測情報に関する検討会」（計3回）を開催し、令和7年4月に火山灰予測情報の改善案を取りまとめた。	○大規模噴火時に、住民や地方公共団体等が広域に降り積もる火山灰に対する対応を迅速に行えるよう、呼びかけや情報の改善を検討。（例：火山灰による重大な災害が起きたおそれが高まったことを伝える火山灰警報（仮称）等の導入） ○噴火警報や記者会見の中で噴火前における火山灰に対する警戒呼びかけ強化を検討。	○大規模噴火時に、住民や地方公共団体等が広域に降り積もる火山灰に対する対応を迅速に行えるよう、呼びかけや情報の改善について引き続き検討。（例：火山灰による重大な災害が起きたおそれが高まったことを伝える火山灰警報（仮称）等の導入） ○噴火警報や記者会見の中で噴火前における火山灰に対する警戒呼びかけ強化を引続き検討。	
17	21	左	①国土交通省としての体制強化	情報収集・共有・提供体制の強化	地震・津波観測体制の強化	○令和6年能登半島地震について、地震調査研究推進本部地震調査委員会に、同地震の発生地域周辺における津波を伴う地震の発生可能性が指摘された。 ○能登半島地震やそのほかにも発生した地震を踏まえ、国の防災対応の初動のためには、日本全国の津波観測体制の強化が必要。	○地震調査委員会の評価結果等をふまえ、石川県珠洲市飯田港、新潟県上越市直江津及び佐渡市小木津に設置している機動型津波観測計等について、引き続き運用継続中。 ○巨大津波観測計を設置して、全国9地点の整備を完了し、全観測地で運用を開始。これにより、全ての津波予報区で、観測所等による観測に加えて巨大津波も観測できる体制が構築。	○石川県珠洲市飯田港、新潟県上越市直江津津波及び佐渡市小木津に設置している機動型津波観測計等について、引き続き運用継続中。 ○巨大津波観測計を設置して、全国9地点の整備を完了し、全観測地で運用を開始。これにより、全ての津波予報区で、観測所等による観測に加えて巨大津波も観測できる体制が構築。	

No	昨年度資料でのページ		カテゴリー（昨年度公表済）	【対策・課題】（昨年度公表済）		【対応・取組】（昨年度公表済）	【対応・取組】の進捗状況
	番号	位置					
18	21	右	①国土交通省としての体制強化	情報収集・共有・提供体制の強化	迅速な航路啓閉のための体制の整備	○被災した港湾における航路啓閉等のため速やかに水況調査を実施。 ○水深調査で得た値をより正確なものにするためには、水深の基準面（最低水面）を改めて決定する必要がある。 ○従来も基準面（最低水面）の決定方法には地震変動の影響を受ける。 ○一方で、基準面（最低水面）を改めて正確に決定するには、従来の方法だと約1ヶ月を要する。	○衛星を活用し、事前に最低水面の調査を行う取組を実施。 ⇒発生後、地震変動の影響を受けずに基準面を決定。 ⇒より正確な水路測量を迅速に実施可能。
19	22		①国土交通省としての体制強化	情報収集・共有・提供体制の強化	港湾における災害情報収集等に関する対策	○災害発生時、現地確認が困難であることにより、応急措置、復旧作業、利用再開が遅延し、被害が増大することが想定される。 ○能登半島地震を踏まえた交通政策審議会答申（R6.7）においては、発生直後から船舶が港湾を活用し被災地支援活動を実施できるよう、岸壁等の迅速な施設点検・利用可否判断の必要性が示された。	○全国の災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等において、遠隔かつ早期の現場監視体制を構築するため、衛星やドローンを用いた港湾における災害関連情報の収集・伝播の高度化を検討。かつおろし等の災害を推進。（導入すべき港湾及び開発保全航路（123箇所）のうち令和7年度末までに123について整備完了） ○また、災害発生時における港湾の利用可否判断や施設復旧の迅速化を図るため、衛星やドローンを活用した港湾施設の被災状況把握手法を検討。
20	23	左	②多様な主体との連携の推進	省庁・自治体との連携	都道府県等へのインフラ復旧体制の強化、TEC-FORCEとの連携強化	○被災市町村からの初動期における公共土木インフラに専門性を有する人材の都道府県への派遣要請や都道府県からの派遣は限定的であり、応援派遣職員は活動が避難所運営や罹災情報の発行などを中心。 ○大規模災害時には、TEC-FORCEと都道府県等の土木専門団体の協働による公共土木インフラに係る災害対応（被災状況調査等）が効果的	○都道府県等の危機管理部門や土木部局等との連携を強化し、大規模災害時にTEC-FORCEと都道府県等が公共土木インフラなどに係る災害対応（被災状況調査等）において協働できるよう、以下の取組の促進により応援体制を強化。 ○都道府県等の危機管理部門や土木部局等との連携を強化し、大規模災害時にTEC-FORCEと都道府県等が公共土木インフラなどに係る災害対応（被災状況調査等）において協働できるよう、以下の取組の促進により応援体制を強化。
21	23	右	②多様な主体との連携の推進	省庁・自治体との連携	道路啓閉協議会等を通じた道路啓閉における関係者間の連携強化	○能登半島地震では、半島の地形的制約から道路ネットワークが限られるなか、人命救助やインフラの早期復旧、孤立集落への交通確保等に不可欠な道路啓閉計画の重要性が明らかになった。 ○能登半島地震において、九州地方整備局の所有する防災用コンテナ型トイレが被災地域の「道の駅」等に派遣され活用されるなど、その有効性が確認された。 ○道路法等の改正により平時時に利用でき、災害時は被災地への輸送が可能な可動式コンテナ等の活用許可基準が緩和された。	○道路啓閉の実効性を高めるため ・改正道路法に基づき「道路啓閉計画協議会」において、道路管理者をはじめ、警察・消防・自衛隊、建設関連団体、ライフライン関係事業者等の関係機関で連携し、道路啓閉計画を策定。 ・陸路でのアクセスが限られる半島部等においては、空路や海路を活用したアクセスルートの構築についても、関係機関と調整。 ・平時から、多くの関係機関が協力した実践的な訓練を実施。 ○関係者（市町村、道の駅設置者、道の駅管理運営者、道路管理者、民間事業者等）で連携し、平時間の体験や地域振興等のサービス提供を行い、災害時には被災地へ連携して活用が可能な高付加価値コンテナが「道の駅」での活用を促進する。
22	24	左	②多様な主体との連携の推進	省庁・自治体との連携	道の駅の防災拠点化	○能登半島地震では、一度に大量の支援物資を輸送できる海上ルートからの支援の重要性が再確認された。 ○一方で、岸壁自体の損傷や領用地の沈下・沈下化等により、支援活動が制限されたことなど、支援活動の円滑化のため、海上支援ネットワークの形成のための防災拠点の確保が重要となる。	○国が管理する区域を持つ「道の駅」に23基の防災用コンテナ型トイレを配備した。また、一部の自治体においても「道の駅」に防災用コンテナ型トイレが配備された。
23	24	右	②多様な主体との連携の推進	省庁・自治体との連携	港を核とした海上支援ネットワークの形成	○令和6年能登半島地震では、一度に大量の支援物資を輸送できる海上ルートからの支援の重要性が再確認された。 ○一方で、岸壁自体の損傷や領用地の沈下・沈下化等により、支援活動が制限されたことなど、支援活動の円滑化のため、海上支援ネットワークの形成のための防災拠点の確保が重要となる。	○港湾を核とした海上支援ネットワークの形成に向け、防災拠点（支援拠点を）を国土交通大臣が指定し、迅速な利用可否判断に資する事前解析の実施を支援するなどの取組を創出した。 ○令和7年6月に、広域港湾BCP策定ガイドラインを新たに策定し、災害時の海上支援ネットワークの形成に係る考え方を示すとともに、港湾BCPのさらなる実効性向上に向け、港湾BCP策定ガイドラインの改訂を実施した。
24	25	左	②多様な主体との連携の推進	省庁・自治体との連携	港湾における気候変動適応（協働防護）	○港湾は、公共・民間の多様な主体が集積しており、一部の主体が所有する岸壁の風上り等が十分である場合、港湾広域に浸水被害が及び、物流機能や産業機能に支障が生じ得る。 ○すべての関係者が気候変動への適応水や適応時期に係る共通の目標等を定めるとともに、協定等に基づきハード・ソフト一体の各種施策を実施する「協働防護」を進めることが重要。	○令和7年4月の港湾法改正により法制化された「協働防護」にかかる計画、協議会、協定制度の活用、予算・税制・技術的助言を含めた一体的な災害対応の推進を図る。国・港湾管理者だけでなく、岸壁を所有する民間事業者等が連携し、総合的な防災・減災対策を進める。
25	25	右	②多様な主体との連携の推進	省庁・自治体との連携	空港の防災拠点整備	○令和6年能登半島地震では、被災地内の「能登空港」の他、被災地外の空港が、人命の救助活動、緊急物資及び人命等の輸送活動の拠点としての役割を担った。 ○人命の救助活動、緊急物資等の輸送活動の拠点としての役割を受け入れるためには、救護機への燃料供給が不可欠であるが、半島地域及び離島地域にある地方管理空港（地方公共団体が管理する空港）の多くは、災害救援活動に必要な航空機補給施設を備えていない状況にある。	○被災地で災害救援活動を行う実働部隊と連携して現地の災害救援活動を円滑に行うためには、半島地域及び離島地域に所在する地方管理空港において、燃料を確保することが重要である。 ○このため、航空機補給施設（屋外タンク又は地下タンク）の新設、増設又は耐震性の確保を目的とした改良に対して、新たに補助制度を創設。
26	26	左	②多様な主体との連携の推進	省庁・自治体との連携	自衛隊との連携による国営保有有償器材等の活用強化	○能登半島地震では、半島という地理的条件から被災地への輸送経路が限られ、かつ、道路の寸断、地盤の隆起や港湾の被災などにより、陸路や海路での人員等の運搬や輸送が困難な状況であった。 ○陸路以外での人員・資機材等の投入となつたことから、持ち込むことができる資機材に制限が生じたほか、現地入りの移動や活動に時間を要した。	○自衛隊との連携し、事前に連絡の可否を確認し、連携可能な災害対策用機械を把握する。 ○自衛隊航空機等での車両・資機材の輸送について、輸送機体との関係者等が電波干渉などによる輸送に支障を及ぼす可能性があることと、迅速かつ安全に車両・資機材の輸送ができるよう、訓練等で輸送可否を確認。 ○上記の連携強化により、国土交通省の人員・保有する資機材の更なる迅速・的確な活用強化を図る。
27	26	右	②多様な主体との連携の推進	省庁・自治体との連携	災害時における地下水等の活用に向けた取組の推進	○令和6年能登半島地震において、上下水道等のインフラが被災し、被災地では生活用水の確保が課題。 ○一部の被災地では、地下水を湧き、雨水が活用される等、代替水源としての地下水等の活用可能性が改めて認識。 ○災害発生時・湧き水の活用に関する取組を全国で推進する必要がある。	○国の支援により、井戸を所有する住家や企業とも連携し自治体の災害時における生活用水の活用促進を図る。 ○国がガイドラインを令和7年度早期に改訂し、新規の井戸整備に関する記述の充実を図り、自治体へ周知。 ○既存井戸のネットワークの提供やアドバイザーの派遣等により、自治体へ支援。
28	27	左	②多様な主体との連携の推進	民間・個人との連携	RAIL-FORCE隊員の対応能力向上による被災鉄道事業者への支援	○近年、激甚化・頻発している自然災害により多くの鉄道路線が被災しており、特に中央の鉄道路線事業者等においては、被災時の支援活動の強化や復旧の早期化が急務。 ○このため、鉄道・運輸機構は令和5年度に「鉄道災害調査団（RAIL-FORCE）」を創設し、国土交通省の要請に応じて調査団を現地に派遣し、被災した鉄道路線等の早期復旧に向けた調査支援を実施。 ○能登半島地震や近年の豪雨災害での経験を踏まえ、増大する災害リスクに対して、より迅速な災害対応を行うための資機材や体制の充実が必要。	○ドローン等の最新のデジタル技術を用いたICT機器の活用等を推進するとともに、デジタルに関する研究・訓練や被災地での活動を通じてノウハウ・経験を蓄積し、国土交通省の要請により活動する企業・団体等が「TEC-FORCEパートナー」に位置付け、広域的な被災自治体広域においてもTEC-FORCEと一体的な活動を展開。
29	27	右	②多様な主体との連携の推進	民間・個人との連携	TEC-FORCEパートナーによる広域連携体制の強化	○災害協定における建設事業者の活動範囲は、基本的に締結した支部局管内の限定的な範囲にとどまることが多い。 ○大規模な被災災害の際には、被災地への建設事業者等と一体となつた広域連携の調整に時間を要する場合がある。	○大規模広域災害における円滑な自治体広域に向け、災害協定を見直し、広域の連携を支部局を超えて実施し、被災地への支援活動を強化するとともに、国土交通省の要請により活動する企業・団体等が「TEC-FORCEパートナー」に位置付け、広域的な被災自治体広域においてもTEC-FORCEと一体的な活動を展開。
30	28	左	②多様な主体との連携の推進	民間・個人との連携	電力会社等との連携強化によるインフラレジリエンスの強化	○電力会社等との連携により、治水機能の強化と水力発電の促進を両立させた「バイラッドダム」の取組を進めている。 ○治水機能の更なる強化（効果的・安定的事前放流）を図るため、電力会社等との連携を強化する必要がある。	○長時間アンパルブル予測技術の活用や、複数ダムの連携運用により、事前放流を強化するとともに、運用高度化することで電力会社等との連携を深化、このことにより治水機能の更なる強化を図る。
31	28	右	②多様な主体との連携の推進	民間・個人との連携	観光施設・宿泊施設における災害対応設備の導入	○観光施設等の災害時情報提供アプリSafety tipsや日本政府観光局（JNTO）のウェブサイト・SNSによる外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達を図る。 ○観光施設における観光施設の避難所機能・多言語対応機能の強化や、宿泊施設等におけるユニバーサルサービス促進の一環としての災害対応に資する設備の導入支援を速に連携し、訪日外国人旅行者の安全・安心に日本を旅行することができるよう環境整備を促進する。	○災害発生時に訪日外国人旅行者に対して観光施設の災害時情報提供アプリSafety tipsや日本政府観光局（JNTO）のウェブサイト・SNSにて災害情報や交通情報等を発信した。 ○訪日外国人旅行者等の安全・安心確保のため民間等の観光施設と連携し、無料公衆無線LAN環境の整備や説明冊子（チラシ）等の設備導入を支援した。 ○ユニバーサルサービス促進の一環として、民間の宿泊施設等と連携し、自家発電装置や自動防火扉の導入等、災害対応に資する整備を支援した。
32	29	左	②多様な主体との連携の推進	民間・個人との連携	民間の都市開発事業におけるエリア内エネルギー供給施設の整備	○大規模災害時等に系統電力が停止した場合、一時避難施設等の機能を維持することで都市の防災性の向上を図ることが重要。 ○能登半島地震では、高齢世帯の割合が多い市町村が被災し、旧耐震の木造住宅を中心に多くの被害が発生。被災を契機に地震への安全性の確保の意識が高まっている。 ○一方で、高齢世帯の耐震改修については、経済的な制約や相続人がいない等の理由により、耐震改修工事に踏み切れない場合も多いとされており、政府の耐震化目標の達成に向けた課題となっている。	○エネルギー導管で建物間をネットワークし、エネルギー融通をするなど、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立分散型エネルギー設備の整備について、民間事業者等との連携を図ることで、都市の防災性を向上を図る。 ○高齢世帯等の高齢化を踏まえ、地方公共団体及び住宅金融支援機構と連携する民間金融機関と連携し、地方公共団体の補助制度を活用する耐震改修について、ガス・モーター型住宅でローコスト・リペア60以上活用する場合、住宅金融支援機構から取組金融機関への利子補給を実施し、70歳以上で申込みの場合は無利子化。 ○令和7年4月以降、地方公共団体・金融機関において順次取組を開始し、引き続き、制度の活用を推進。
33	29	右	②多様な主体との連携の推進	民間・個人との連携	住宅・建築物の耐震化（高齢者向け耐震改修融資の利子補給）	○大規模広域災害の発生時には災害発生時や早期復旧に向けた技術的助言のニーズが高まることと想定され、これらのニーズに迅速に応えるためには、多くの学識者・高度な技術的知見を要する被災箇所には、TEC-FORCE高度技術指導員を派遣し、対策検討に資する指導を実施。 ○自治体の防災の現場では、状況の急変を見越して避難情報発表の迅速な判断を下すことが必要とされている。 ○気象庁は、地域の気象と防災に精通した方378名（令和7年4月現在）に気象防災アドバイザーを委嘱し、自治体での防災対応において活用いただく取組を進めているが、自治体での活用実績は74団体71名と限定的。（令和6年度の実績、令和6年10月現在）	○災害時に被災地で活動した学識者等がTEC-FORCEアドバイザーとして事前に委嘱し、発生直後から被災地について、高度な技術的知見が求められる事項に対応する体制を確保。 ○この取組により、地域の学識者等との連携が強化され、広域災害時のみならず災害時のTEC-FORCE高度技術指導員による活動が円滑かつ高次になることも期待できる。
34	30		②多様な主体との連携の推進	民間・個人との連携	ボランティア団体との連携による宅地内土砂等の早期撤去	○ボランティア団体との連携・協力については、例年活動を行っているところであるが、本年は被災したボランティア市町村が被災した工事業者との作業範囲、作業内容の分担について、作業現場では混乱が生じた。 ○地盤沈下の早期撤去のため、市町村・工事業者・社会福祉協議会・ボランティアによるチームを編成し、効率的な作業展開、手順の構築に関する技術的支援を実施し、土砂等の撤去を行った。	○行政、中間支援組織に災害ボランティアセンターを含めた三連携の概要を官民連携による土砂撤去事例「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例」に反映・改訂し、地方公共団体に周知・公表済（R7.8） ○同ガイドについて、厚生労働省を通じて、社会福祉士会全国社会福祉協議会から都道府県・市町村社会福祉協議会に周知するとともに、指定公共機関であるVOAD（特定非営利活動法人（認定NPO法人）全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）に周知済（R7.8）
35	31	左	②多様な主体との連携の推進	学識者・専門家との連携	TEC-FORCEアドバイザー制度の創設	○大規模広域災害の発生時には災害発生時や早期復旧に向けた技術的助言のニーズが高まることと想定され、これらのニーズに迅速に応えるためには、多くの学識者・高度な技術的知見を要する被災箇所には、TEC-FORCE高度技術指導員を派遣し、対策検討に資する指導を実施。 ○自治体の防災の現場では、状況の急変を見越して避難情報発表の迅速な判断を下すことが必要とされている。 ○気象庁は、地域の気象と防災に精通した方378名（令和7年4月現在）に気象防災アドバイザーを委嘱し、自治体での防災対応において活用いただく取組を進めているが、自治体での活用実績は74団体71名と限定的。（令和6年度の実績、令和6年10月現在）	○「TEC-FORCEアドバイザー」を委嘱し、令和7年8月の降雨により被災した橋梁に対し、応急対策に関する技術的助言を行い、被災地の早期復旧に支援。
36	31	右	②多様な主体との連携の推進	学識者・専門家との連携	気象防災アドバイザーと連携した自治体支援の拡充	○気象予報士への研修の実施等により気象防災アドバイザーを育成し、令和8年4月現在で634名に気象防災アドバイザーを養成した。 ○自治体において気象防災アドバイザーを体系的に活用いただく、その有効性を実証した事業を実施し、成果を報告書としてまとめ公表した。 ○地域における気象防災事業に関する検討会上に、令和8年1月に、地域防災支援における気象台と気象防災アドバイザー及び関係機関の連携の重要性をとりとめた。	○気象予報士への研修の実施等により気象防災アドバイザーを育成し、令和8年4月現在で634名に気象防災アドバイザーを養成した。 ○自治体において気象防災アドバイザーを体系的に活用いただく、その有効性を実証した事業を実施し、成果を報告書としてまとめ公表した。 ○地域における気象防災事業に関する検討会上に、令和8年1月に、地域防災支援における気象台と気象防災アドバイザー及び関係機関の連携の重要性をとりとめた。